

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	介護給付等対象サービスの種類の指定の変更の申請	
根拠法令・条項	介護保険法第37条 介護保険法施行規則第59条 堺市介護保険施行規則第31条	
所 管 課	各区役所 地域福祉課	
審 査 基 準	<p>堺市は、要介護（要支援）認定、更新認定又は状態区分の変更の認定をするに当たっては、認定審査会の意見に基づき、当該認定に係る被保険者が受けることができるサービス（居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービス）の種類を指定することができる。</p> <p>指定を受けた被保険者が、サービスの種類の変更を受けようとするときは、「堺市介護保険サービス種類指定変更申請書」に必要事項を記載し、被保険者証を添付して申請をしなければならない。</p> <p>堺市は、上記の申請を受けたときは、認定審査会に対し、当該申請に係る被保険者が受けるべきサービスの種類について審査及び判定を求め、認定審査会は、要介護状態の軽減又は悪化の防止のために特に必要な療養があると考えられる場合、及び指定居宅サービス又は指定施設サービスの有効な利用に関して被保険者が留意すべきことがある場合は、意見を付す。</p> <p>堺市長は、申請者に対し、この審査判定の結果を「堺市介護保険サービス種類指定結果通知書」により通知する。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	21日
	標準処理期間を設定できない理由	